

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年2月2日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101201号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100170号

第1 結論

請求者のA法人における別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑬までの賞与支払年月日に係る標準賞与額を、それぞれ同表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

請求期間①から⑬までの賞与支払年月日に係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①から⑬までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年12月27日
② 平成23年7月25日
③ 平成23年12月26日
④ 平成24年7月25日
⑤ 平成24年12月26日
⑥ 平成25年7月25日
⑦ 平成25年12月25日
⑧ 平成26年7月25日
⑨ 平成26年12月25日
⑩ 平成27年7月24日
⑪ 平成27年12月25日
⑫ 平成28年12月26日
⑬ 平成29年7月25日

A法人に勤務している期間のうち、請求期間の標準賞与額が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑬までについて、A法人から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者は同法人から、別表の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該賞与から同表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑬までに係る標準賞与額については、上記貸金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、同表の第4欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑬までに係る賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和3年10月20日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別表

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
請求 期間	賞与支払年月日	賞与額に 見合う 標準賞与額	厚生年金保険料控 除額に見合う標準 賞与額	厚生年金特例法 訂正後の 標準賞与額
①	平成22年12月27日	40万円	40万円	40万円
②	平成23年7月25日	40万円	40万円	40万円
③	平成23年12月26日	40万円	40万円	40万円
④	平成24年7月25日	80万円	80万円	80万円
⑤	平成24年12月26日	80万円	80万円	80万円
⑥	平成25年7月25日	50万円	50万円	50万円
⑦	平成25年12月25日	50万円	50万円	50万円
⑧	平成26年7月25日	69万円	69万円	69万円
⑨	平成26年12月25日	91万円	91万円	91万円
⑩	平成27年7月24日	120万円	120万円	120万円
⑪	平成27年12月25日	95万円	91万3,000円	91万3,000円
⑫	平成28年12月26日	100万円	100万円	100万円
⑬	平成29年7月25日	68万円	68万円	68万円

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101056号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2100048号

第1 結論

昭和57年*月から昭和62年11月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年*月から昭和62年11月まで

私は、自身で国民年金の加入手続を行った記憶はなく、納付書が郵送されてきていたので、毎月、その送られてきた納付書により、自宅最寄りの農業協同組合、信用金庫、郵便局で国民年金保険料を納付していた。また、仕事で忙しい時には、母親に頼んで納付してもらっていた。現在の納付状況は未納と記録されているので、請求期間を納付済期間として訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間当時、住民登録をしている市区町村で初めて国民年金の加入手続を行った場合には、国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)が払い出され、年金手帳が交付されていたところであるが、請求者に係るオンライン記録によると、請求者が初めて国民年金被保険者資格を取得した日は昭和57年*月*日であり、入力処理は平成3年2月22日に行われていることが確認できる。

このことから、請求者の国民年金番号「*」は、平成3年2月頃に払い出されたと推認でき、請求者はこの頃に国民年金の加入手続を行ったと考えられ、加入手続時点においては、請求期間の国民年金保険料は時効により納付できない。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して、国民年金番号「*」のほかに国民年金番号が払い出されたことを確認することができない。

さらに、請求者は、国民年金保険料の納付場所として、郵便局、A農業協同組合、B信用金庫(合併後の名称は「C信用金庫」)をあげているが、D市発行の広報によると、納付場所として郵便局の記載はない上、A農業協同組合及びC信用金庫のいずれも、領収済通知書の保管期限経過のため、請求期間当時の資料は保管されていない旨回答及び陳述していることから、請求期間に係る国民年金保険料納付の事実を確認できない。

加えて、請求期間において、請求者が住民登録していたD市は、保存年限経過のため、請求者が当該期間に係る国民年金の加入手続を行ったことを示す資料及び国民年金保険料を納付した事実を確認できる資料を保有していない旨回答していることから、加入手続及び国民年金保険料の納付の事実を確認できない。

また、請求期間の国民年金保険料を忙しい時には、納付してもらっていたとする母親は、高齢のため、請求期間の国民年金保険料納付状況等の証言を得ることができない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。